暮らし

7月は国民年金保険料の免除・納付猶予申請の更新時期です

経済的な理由や失業、退職などにより、国民年金保険料を納付することが困難な場合は、納付の免除や猶予などを受けることができます。

申請免除・納付猶予制度の要件

○所得審査対象者の前年における所得額が、下表の基準額以下である方。
○失業・退職・倒産・事業の廃止などがあった方。
○生活保護法による生活扶助以外の扶助を受けている方。
○特別障害給付金を受けている方。

免除・猶予期間

免除・猶予の期間は、毎年7月から翌年6月までとなっています。平成30年7月以降も承認を希望する場合や、新たに承認を受けようとする方は、申請書の提出が必要です。

ただし、前年度に保険料の全額免除（失業の場合を除く）の承認を受けた方で、申請時に継続した免除・猶予を希望された方は、改めての申請は不要です。

また、免除・猶予の申請は、申請月の2年1か月前までさかのぼることができます。希望される方は、お早めに手続きをしてください。

免除・猶予承認期間の扱い

免除・猶予承認期間は、受給資格期間に算入されますが、免除の種類により、将来受け取ることができる年金額が変わります。

なお、年金の受給前であれば、10年までさかのぼって保険料を納めることができます。

※3年以上前の免除等期間の保険料の追納については、保険料に一定の金額が加算されます。

申請に必要なもの

・印鑑（スタンプ印不可）
・年金手帳
・雇用保険受給資格者証、または雇用保険被保険者離職票等の写し（失業や退職を理由に免除申請をされる方のみ。）

申請場所

市民協働部保険医療課

問 市民協働部保険医療課（庁舎1階）
担当：広西順子☎43・0501

免除の種類	所得審査の対象者	免除が適用される所得の上限額	免除後の保険料月額	老齢基礎年金に反映される割合
全額免除	申請者本人・配偶者・世帯主	（扶養親族等の数＋1）×35万円＋22万円 本人が地方税法に定める障害者、または寡婦の方で、所得が125万円以下	0円	50%
4分の3免除		78万円＋扶養親族等控除額＋社会保険料控除額等	4,090円	62.5%
半額免除		118万円＋扶養親族等控除額＋社会保険料控除額等	8,170円	75%
4分の1免除		158万円＋扶養親族等控除額＋社会保険料控除額等	12,260円	87.5%
納付猶予（50歳未満）	申請者本人・配偶者	（扶養親族等の数＋1）×35万円＋22万円 本人が地方税法に定める障害者、または寡婦の方で、所得が125万円以下	0円	0%

○平成30年度保険料は、月額16,340円です。

暮らし

石綿による疾病の労災補償制度について

中皮腫や肺がんなどを発症し、それが労働者として石綿ばく露作業に従事していたことが原因であると認められた場合には、労災保険法に基づく各種の労災保険給付や、石綿救済法に基づく特別遺族給付金が支給されます。

石綿による疾病は、石綿を吸ってから非常に長い年月を経て発症することが大きな特徴です。

中皮腫などで亡くなられた方が過去に石綿業務に従事されていた場合には、労災保険給付等の支給対象となる可能性がありますので、まずはお気軽に最寄りの都道府県労働局、または労働基準監督署にご相談ください。

制度の案内は厚生労働省のホームページでもご覧いただけます。

問 兵庫労働局労働基準部労災補償課
☎078・367・9155

厚生労働省 http://www.mhlw.go.jp/

シリーズ

知ってほしい中途失聴・難聴のこと

第一回『難聴者とは』

聞こえにくい人・聞こえなくなった人を、聴覚障害者といいます。一般的に、大きく3つに分けられます。

音声言語(※1)を身につける前に、聞こえなく・聞こえにくくなり、主に手話で意思疎通をする人を『ろう者』といいます。

(※1)音声言語
口で言語音を話し、耳で聞いて理解し、コミュニケーションする言語。手話は視覚言語。

音声言語を身につけ、聞こえに不自由のない人と同じように話せますが、聞こえなくなった人を『中途失聴者』、病気か加齢により聞こえなくなった人を『難聴者』といいます。

手話が知られてきた今、聴覚障害者は手話ができると思われがちです。しかし、中途失聴・難聴者の中には、手話ができない人もいます。人生半ばに聞こえなくなってから手話を覚えるのは簡単ではないからです。

難聴者は、幅広い年齢層にわたり、難聴の程度もさまざまです。コミュニケーション方法も必要な支援も一人ひとり違います。

次回のテーマは『聞こえにくさはみな同じ？』です。

問 健康福祉部社会福祉課（庁舎1階）
担当：野津和子☎43・0409

中途失聴・難聴者
ささやき川柳

難聴です
本当かしら 見えないよ
判らない
耳に寄せての 大声は
尋ねたい
返事が怖い やめとこう

暮らし

国民健康保険税の医療給付費分の課税上限額、および軽減判定の基準額を変更しました

加東市国民健康保険税条例を改正し、平成30年度から左記の2点を変更しました。

①国民健康保険税医療給付費分の課税上限額を54万円から58万円に引き上げました。

②国民健康保険税の軽減判定の基準額を変更しました。

左表の世帯区分に該当する世帯は、国民健康保険税の均等割額・平等割額から軽減割合の額を減額します。

世帯区分	軽減割合
前年所得が33万円以下の世帯	70%
前年所得が33万円＋27.5万円（変更前27万円）×（被保険者数＋特定同一世帯所属者数）以下の世帯	50%
前年所得が33万円＋50万円（変更前49万円）×（被保険者数＋特定同一世帯所属者数）以下の世帯	20%

※特定同一世帯所属者とは、後期高齢者医療制度に移行され、国保の資格を喪失した方です。

国民健康保険税について

総務財政部税務課（庁舎1階）
☎43・0397

国民健康保険の加入や脱退の手続きについて

市民協働部保険医療課（庁舎1階）
☎43・0500

問 市民協働部保険医療課（庁舎1階）
担当：神戸剛☎43・0500

献血のお知らせ

7月は『愛の血液助け合い運動』月間です。『救いたい　あなたの未来　私から』を合言葉に、全国で一斉に、献血に対する理解と協力を求める活動が展開されています。

献血は身近なボランティアです。ご協力をお願いします。

実施日　7月25日（水）
場所　市役所1階ロビー
受付時間　10時～11時30分
12時45分～16時

○献血カードや運転免許証など、本人確認ができるものをお持ちください。
○会場では、骨髄バンクドナーの登録もできます。

問 健康福祉部健康課（庁舎2階）
担当：藤井小夜　☎43-0435

募集

子育てにしんどさを感じている親のためのMY TREEペアレンツ・プログラム

『子育てにしんどさを感じている』『気がつけば子どもをたたいている』『子どもを無視してしまう』『このままではどうなってしまうのかとても不安』

MY TREEペアレンツ・プログラムはそんなあなたを大切にする、少人数での語り合いを中心とした、支え合いのグループプログラムです。

参加者の秘密は厳守されます。安心してご参加ください。

MY TREEペアレンツ・プログラムとは

子どもを傷つけてしまう親自身が自分を大切にし、本来持っている自分の力を発揮できるように回復を促すことを目的としたプログラムです。

実施期間　9月5日～12月5日
※毎週水曜日
場所　社福祉センター
内容　プログラム13回（1回2時間程度）＋個人面接2回
申込方法　福祉総務課に電話でお申し込みください。
※電話申込後、面接をして参加の可否を決定します。
※テキストは貸与します。希望する方は購入可能です。
参加費　無料
保育　無料（要事前申込）
募集人数　10名程度
申込締切　7月31日(火)
問 健康福祉部福祉総務課（庁舎1階）
担当：上田由美子☎43・0441

広告
女性にもわかりやすくをモットーに 加東店
M&Y 車のおさがし専門店
M&Y AUTO JAPAN LTD.
82%以上のお客様が10年以上のお付き合い
あなたのドンピシャ!! を探し出します!!
買替えの方も新車リースの方も、まずはご相談を！
ご予算の中で納得できるまで、最も良い状態の車を適正価格でお探しします！
車のお探し　エムアンドワイ　検索
TEL.0795-40-2535
ご購入頂いてからが長持ちサポートの始まり。
(有)エムアンドワイオートジャパン 営9:30~18:30
加東市鳥居198-3(社マクドナルド西へ400m 喫茶「藤」向かい)